

## 母体保護法へ

1994年にエジプトのカイロで開催された国際連合の「国際人口・開発会議」でわが国の障害女性が優生保護法の実態を述べ、参加国の人々を驚かせた。国際的リーダーの一員を自負する日本が人権蹂躞の国だということが世界中に知られてしまったのである。優生保護法の存在が明るみになり、それ以降国内外から批判され、廃止を求める動きが加速していった。その一つが、1995年に全国精神障害者家族会連合会より厚生大臣（現、厚生労働大臣）に提出された「優生保護法の見直しを求める要望書」である。要望書の内容は、例えば次のようなものである。

1. 法律の題名から「優生」を削ること（例：母性保護法とする）。
2. 第1条から「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を削ること。
3. 「優生手術」の名称から「優生」の文字を削ること（例：不妊手術など）。
4. 強制的な優生手術の規定を廃止すること。
5. 同意による優生手術の要件から「精神病である場合」を削ること。
6. 人工妊娠中絶の要件の「遺伝性精神病」という字句を削ること。

これらはいずれも「優生」の文言と法律の対象となる「精神病」に関する表現の削除を要望したものである。

加えてまた、障害者団体のDPI (Disabled Peoples' International) 日本会議の女性障害者ネットワークから、「優生保護法、刑法墮胎罪の撤廃を求める要望書」ならびに「優生保護法の見直しに関する意見書」などが相次いで厚生省に提出されている。この要望書では、優生保護法を根拠に長年にわたり国家権力で強制不妊手術を行い、人権を侵害してきたことに対して国は深く反省し、謝罪すること、そして今後優生思想を払拭する政策を制定し、具現化することを強く求める。

こうした背景のもとに、自民党社会部会が優生保護法の改正に向けて動き始めたのである。その後、各界女性有志、マスメディアなどでこの問題が大きく取り上げられ、政府与党内でも頻繁に優生保護法に関する勉強会が行われている。

そして、1996年6月10日に与党厚生調整会議及び与党福祉PT三座長から「優生保護法の一部を改正する法律案」の文書が作成されたのである。そこに記されているのは、次の通り。

優生保護法は、遺伝性疾患や心身障害を有する人に対する明らかな差別法であることに鑑み、障害者からは強く改正が要請されている。このため、今回の改正においては、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという規定の削除のみを行うこととした。しかしながら、女性の健康や生命の尊重など検討すべき課題が多いことから、総合的な検討を早急に行い、その結果に基づき抜本的な見直しを行うこととする。

1948年以降、優生保護法を根拠に民族復興に力を注いだわが国は、1964年の東京オリンピック、パラリンピック開催にあたって国際的な動向に強く影響され、人権感覚も大きく変容した。その結果、優生保護法による障害者排除の施策は転換を余儀なくされるのである。そして、1996年の9月26日に優生保護法は「母体保護法」に改称・改正され、「優生上の見地から不良な子孫の出現を防止する」という文言は削除された。

新たに制定された母体保護法は、「不妊手術及び人工妊娠中絶

に関する事項を定め、母性の生命健康を保護する目的」という趣旨の法律に改正されたのである。1948年から1996年まで長きにわたり、国家権力で強制不妊手術を遂行した時代は終焉を告げた。

## 新たな課題

優生保護法は廃止となり、法律上では「優生」の文言は削除された。しかし、新たな課題が現代社会に生起している。それは、「遺伝子治療」、「出生前診断」の名に変容した優生思想の展開である。国家によるものではなく、すべて個人の判断にゆだねる「自己決定」へと様変わりし、優生学の課題を個人に突き付けているのである。

2016年7月26日、相模原市の知的障害者福祉施設で入所者19人が殺傷されるという衝撃的な事件が起きた。それも2020年に東京でオリンピック、パラリンピックを開催しようとするわが国においてである。容疑者は「障害者なんていなくなればいい」という趣旨の供述をしていると報道された（『読売新聞』2016年7月27日）。この事件に対して、DPIはいち早く、「今回の事件は、“障害者をもってはならない存在”とする優生思想に基づく行為であり、強い怒りと深い悲しみを込めて断固として、優生思想と闘っていくことを改めて誓う。今回の事件にひるむことなく、障害者の生命と尊厳が守られ、様々な権利が行使できるように、インクルーシブ社会に向けた活動をより一層強める決意である。」と声明を発表している。

「障害者をもってはならない存在」として、多くの人たちが抹殺されたのである。人間の価値を生産性があるかないか、競争原理で評価する現代社会のなかであって、取りざたされるのが障害者である。生産性があるなしという問題は、生産の近代化によって必然的に生み出される資本主義社会の構造的所産以外の何物でもない。このことについて、知的障害の子供たちの福祉と教育に生涯を捧げた糸賀一雄は、『愛と共感の教育』（柏樹新書、1972年）で次のように述べている。

どんなに重い障害を持っていても、誰ととりかえることもできない個性的な自己実現をしているものです。人間とうまれて、その人となりの人間となっていくのです。その自己実現こそが創造であり、生産であるのです。私たちの願いは、重症な障害を持ったこの子たちも立派な生産者であるということ認め合える社会をつくらうということです。「この子らに世の光を」あててやろうという憐みの政策を求めているのではなく、この子らが輝く素材そのものであるから、いよいよ磨きをかけて輝かそうというのです。「この子らを世の光に」です。いま私たちは生まれながらの能力の違いからくる差別観の克服に立ち向かうという新たな課題の前に立たされています。つまりは、この子たちの存在そのものが、私たち自身との対決にまで、私たちを立ち向かわせるということにほかなりません。

社会にはさまざまな人がいて当たり前であり、すべての人が生きていける社会こそが我々の目標とすることである。能力の違い、それはすべて偏差値であり、生きること、人間の存在に優劣などは決してないとは筆者は信じる。社会は排除ではなく、包摂である……。

## 【参考文献・資料】

- 森岡正博「優生保護法改正をめぐる生命倫理」『国際日本文化研究センター紀要』16巻、1997年。
- 松原洋子「文化国家の優生法－優生保護法と国民優生法の断層」『現代思想』25(4)、青土社、1997年。
- 安積遊歩「車イスからの宣戦布告－私がしあわせであるために私は政治的になる」太郎次郎社エディタス、1999年。